

## <空き家の利用について>

### ○ 情報提供を受けることができる方

空き家バンク登録物件を売買や賃貸により利用することをお考えの方。ただし、利用目的が公の秩序を乱す恐れある場合等は提供できません。

### ○ 情報提供の流れ

- ① ホームページに掲載した空き家の利用を希望される方が、加古川市住宅政策課へ電話又は窓口で問合せ  
↓
- ② 市は、利用希望者へ該当空き家の媒介事業者の連絡先を提供  
※電話で物件住所（地番）をお答えすることはできません。  
↓
- ③ 利用希望者は、媒介事業者に相談・問合せ  
↓
- ④ 売買や賃貸について交渉

### ○ 空き家バンク登録物件の利用にあたっての注意事項

- ・ 加古川市では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。
- ・ 契約に関するトラブル等については、当事者間で解決をお願いします。
- ・ 登録物件についての各種法令等の適合状況については、市では責任を負いませんので、所有者と利用希望者の当事者間で十分ご確認ください。
- ・ 売買、賃貸借については、専門的な知識・技術のある宅地建物取引業者に仲介等を依頼することをお勧めします。なお、その際には、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要になります。